

この書面では、火災保険に関する重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明していますので内容を十分にご確認ください。なお、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

- 契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項
- 注意喚起情報** ご契約に際して保険契約者および被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください  
いただきたい事項

このマークに記載の項目はご契約のしおりに記載されています。  
※普通保険約款および特約は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款、特約およびご契約のしおり等に記載しています。必要に応じて損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトをご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご請求ください。  
更改契約のお客さまについては、前契約から契約内容が変更となる場合がございます。契約内容の変更点について十分にご確認のうえ、契約をお申し込みください。

用語のご説明	普通保険約款、特約およびご契約のしおりにも用語のご説明・定義が記載されていますので、ご確認ください。 危険、給排水設備、告知事項、骨董、残存物取片づけ費用、証書、商品・製品等、損害、他の保険契約等、通貨等、盗難、破裂または爆発、被保険者以外の者が占有する戸室、暴動、保険期間、保険契約申込書等
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【約款に関する用語】

普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

【補償の対象（者）等に関する用語】

保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。

【保険の対象に関する用語】

建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干、外灯設備等の屋外設備・装置を除きます。
屋外設備・装置	門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干または外灯設備等で建物に直接付属しないものをいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
乗車券等	鉄道、バス、船舶もしくは航空機の乗車券・航空券（定期券を除きます。）、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

【評価および保険金支払に関する用語】

協定再調達価額	建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、当社と保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。
復旧費用	損害が生じた地および時において、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用（実際に復旧しない場合は、修理を行えば要すると認められる費用）をいいます。
復旧に伴って生じた残存物	損害を受けた保険の対象を復旧する際に生じた、経済的な価値のある残存物をいいます。
新価	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
時価	保険の対象の新価から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。
時価額	保険の対象の再調達価額から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。

【その他】

保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

このマークに記載の項目はご契約のしおりに記載されています。

1

1 契約締結前におけるご確認事項

(1)商品・名称、仕組み

- ①商品・名称 **契約概要**  
個人用火災総合保険（THE すまいの保険・THE 家財の保険）
- ②商品の仕組み **契約概要**  
基本となる補償（契約プラン）、主なセット可能な特約（任意セット特約）、自動的にセットされる特約（自動セット特約）等は次のとおりです。

		基本となる補償（契約プラン）					
		建物・家財一式				特定の対象物 (注1)	
		ベーシックI型	ベーシックII型	スリムI型	スリムII型		
THE すまいの保険 (注3)	建物や家財等の補償 (注4)	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○	○
		風災、雹災、雪災	○	○	○	○	○(注2)
		水災	○(注2)	○(注2)	○	×	×
		建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突など	○	○	×	×	×
		漏水などによる水濡れ	○	○	×	×	×
		騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	○	○	×	×	×
		盗難による盗取・損傷・汚損	○	○	×	×	×
THE 家財の保険 (注5)	費用の補償	臨時費用	ご契約の内容により異なります				
		地震火災費用	○	○	○	○	○
		残存物取片づけ費用	○	○	○	○	○
		水道管修理費用	建物：○ 家財：×				
その他	借家人賠償責任	○	○	○	○	×	
	修理費用 (注6)	ご契約の内容により異なります					

○：補償の対象 ×：補償の対象外

主なセット可能な特約（任意セット特約） (注7)		
建物や家財のさらなる補償	建物電氣的・機械的事故特約	地震火災特約 (30プラン, 50プラン)
費用の補償	家賃収入特約	事故再発防止等費用特約
賠償の補償	個人賠償責任特約	施設賠償責任特約
その他の補償	類焼損害特約	携行品損害特約

- (注1) 特定の対象物とは、次のものをいいます。  
特定の家財、野積みの家財、屋外設備・装置、屋外設備・装置に収容されている家財
- (注2) 建物の構造などによっては「×」とすることもできます。
- (注3) 建物を対象とした保険期間5年超の新価・実損払（評価済）の契約には「保険金額調整等に関する追加特約」が自動セットされます。（THE すまいの保険のみ）
- (注4) 「建物や家財等の補償」に掲げる事故が発生した場合は、損害保険金をお支払いする際に自己負担額が差し引かれます。お支払いする損害保険金の額や自己負担額については、後記(2)をご参照ください。
- (注5) 火災、落雷、破裂・爆発による損害発生・拡大防止に必要なまたは有益な費用を支出した際に、損害防止費用の実費をお支払いします。
- (注6) 修理費用の保険金をお支払いする際は、3,000円の自己負担額が差し引かれます。
- (注7) 特約についての自己負担額はご契約のしおりをご参照ください。

ご希望によりセットできる主な特約（補償内容を拡げる特約）

自動的にセットされる特約（自動セット特約）	
同居人が居住する場合の被保険者に関する特約	※THE 家財の保険のみ

地震保険

※原則自動付帯

このマークに記載の項目はご契約のしおりに記載されています。

2



## (2)基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

### ①基本となる補償 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償（契約プラン）を構成する事故の概要および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金をお支払いする事故の説明		保険金をお支払いできない主な場合					
①火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷または破裂・爆発をいいます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害</li> <li>●被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害</li> <li>●保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害</li> <li>●保険の対象である家財が保険証券記載の建物外および屋外設備・装置外にある間に生じた事故による損害。ただし、野積みの家財を保険の対象としている場合を除きます。</li> <li>●運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害</li> <li>●戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害</li> <li>●火災等の事故の際における保険の対象の盗難による損害</li> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害<sup>(注)</sup></li> <li>●地震等による火災（延焼・拡大を含みます。）損害または火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した火災損害<sup>(注)</sup></li> <li>●核燃料物質に起因する事故による損害<sup>(注)</sup></li> </ul> <p>（注）地震保険を付帯することで、補償することができます。→後記「4」地震保険の取扱いをご参照ください。</p>					
②風災、雹災、雪災	台風、旋風、暴風、暴風雨等による風災（洪水、高潮等を除きます。）、雹災または豪雪、雪崩等の雪災（融雪洪水を除きます。）をいいます（雨などの吹込みによって生じた損害については、建物やその開口部が風などにより直接破損した場合にかぎります）。						
③水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の(ア)または(イ)のいずれかの場合をいいます。 (ア)評価額の30%以上の損害が生じること (イ)保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じること  なお、床上浸水とは、居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。）より45cmを超える浸水をいいます。						
④建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。						
⑤漏水などによる水濡れ	給排水設備に生じた事故（その給排水設備自体に生じた損害を除きます。）または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れをいいます。						
⑥騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為をいいます。						
⑦盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷、汚損をいいます。家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事故の種類</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>預貯金証書の盗難</td> <td>200万円または家財の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table>	事故の種類	限度額	通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円	預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額
事故の種類	限度額						
通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円						
預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額						
⑧不測かつ突発的な事故（破損・汚損等）	不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、①から⑦までの事故を除きます。						

### ②お支払いする損害保険金の額 **契約概要** **注意喚起情報**

契約プランの補償により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金<sup>(注1)</sup>をお支払いします。

評価基準・支払基準	保険の対象	支払保険金の額（保険金額限度）
新価・実損払（評価済）	建物	損害保険金 = 復旧費用 <sup>(注2)</sup> （協定再調達価額限度） - 自己負担額 <sup>(注3)(注4)</sup>
新価・実損払（罹災時再評価）	家財一式 明記物件 <sup>(注5)</sup>	損害保険金 = 復旧費用 <sup>(注2)</sup> （再調達価額限度） - 自己負担額 <sup>(注4)</sup>
時価・比例払（罹災時再評価）	・建物 ・家財一式 ・特定の対象物	$\text{損害保険金} = \left( \frac{\text{時価額を基準とした損害の額}}{\text{時価額}} - \text{自己負担額} \right) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{時価額} \times 80\%}$ <p>※保険金額または「時価額を基準とした損害の額 - 自己負担額」のいずれか低い額が限度になります。</p>

（注1）損害保険金以外に事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、事故の区分や保険の対象によっては支払限度額が異なる場合があります。  
（注2）復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引いてお支払いします。  
（注3）建物を復旧できない場合または復旧費用が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引かず、協定再調達価額を損害保険金としてお支払いします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。  
（注4）自己負担額は次のとおりです。

保険の対象	自己負担額
建物 家財一式	「なし、1万円、3万円、5万円、10万円」からお選びいただけます。なお、契約プランやその他の条件によっては、「なし、1万円」をお選びいただけない場合があります。また、自己負担額「なし」を選択いただいた場合でも不測かつ突発的な事故（破損・汚損等）の自己負担額は「1万円」となります。
特定の対象物	「3万円、5万円、10万円」からお選びいただけます。

（注5）明記物件については、後記「④保険の対象」をご参照ください。  
（注6）保険の対象が建物の場合、損害の額が時価額に達した場合は、自己負担額を差し引きません。

このマークに記載の項目はご契約のしおりに記載されています。

3

### ③主な特約の概要 **契約概要**

個人用火災総合保険にセット可能な主な特約およびその保険金をお支払いする場合の概要を記載しています。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

個人賠償責任特約	日本国内外を問わず、被保険者が、日常生活において、他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します。（国内の事故にかぎらず損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。）
携行品損害特約	日本国内外を問わず、被保険者の居住の用に供される建物（物置、車庫その他の付属建物を含みます。）外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶発的な事故による損害を補償します。
類焼損害特約	保険の対象の建物もしくはその収容家財または保険の対象の家財もしくはこれを収容する建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が受けた損害を補償します。

### ④保険の対象 **契約概要**

保険の対象は、日本国内にある専用住宅と併用住宅（住居および事業に併用される物件をいいます。）の次の(ア)から(ウ)のうち、お客さまが契約されたものです。

(ア)建物 (イ)家財一式 <sup>(注1)(注2)</sup> (ウ)特定の対象物
<p>（注1）次に掲げるものは、家財一式には含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車、自動三輪車および自動二輪車（総排気量が125cc以下の原動機付自転車は家財一式に含まれます。）</li> <li>・通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類するもの（家財一式を保険の対象とし、盗難による盗取・損傷・汚損に対する補償を選択している場合で、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等に盗難による損害が生じた場合にかぎり、それらを保険の対象として取扱います。）</li> <li>・商品・製品等</li> <li>・業務用の什器・備品</li> <li>・テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記載されているプログラム等</li> </ul> <p>（注2）以下に掲げるものは、保険契約申込書等に明記しないと保険の対象に含まれません（これらを「明記物件」といいます。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの</li> <li>・稿本（本などの原稿）、設計書、図案、鑄型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類するもの</li> </ul>

### ⑤保険金額の設定 **契約概要**

保険金額は選択した評価・支払基準によって次のとおりお決めください。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険契約申込書等の保険金額欄をご確認ください。なお、建物のみのご契約の場合、建物に収容される家財の損害については保険金をお支払いできません。家財について補償をご希望される場合は、別途、保険金額を決めてご契約ください。

評価・支払基準	保険の対象	保険金額の設定
新価・実損払（評価済）	建物	新価の10%～100%の範囲内で、保険金額を設定することができます。
新価・実損払（罹災時再評価）	家財一式	新価の範囲内で、保険金額を設定することができます。
時価・比例払（罹災時再評価）	・建物 ・家財一式 ・特定の対象物	時価の範囲内で、保険金額を設定することができます。ただし、時価いっばいに設定しておかないと、保険金が削減される場合があります。

このマークに記載の項目はご契約のしおりに記載されています。

4

※複数の契約に分けて加入する場合は、契約をまとめて加入するよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

※保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。また、複数の契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。

評価基準・保険金支払基準とお支払いする保険金の額

### ⑥保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

保険期間	：1年 <sup>(注)</sup>
補償の開始	：保険期間の初日の午後4時 （保険契約申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）
補償の終了	：保険期間末日の午後4時

（注）保険期間が1年未満のご契約（短期契約）または保険期間が1年超のご契約（長期契約）もお選びいただけます。ご契約いただく際にはお客さまの保険契約申込書等をご確認ください。

### (3)保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### ①保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は、保険金額、保険期間、保険の対象の所在地・構造等により決定されます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては保険契約申込書等でご確認ください。

#### ②保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料のお支払方法は、次の方法からお選びください。ただし、一部お取扱いができない場合がありますので、詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

○：選択できます ×：選択できません

主な払込方法	分割払	割増	一括払
口座振替払	○	5%	○
現金払	×	—	○
クレジットカード払	×	—	○
コンビニエンスストアでのお支払	×	—	○

※分割払のうち、長期年払・長期月払を選択される場合は、長期分割割引が適用されることがあります。

保険料のお支払いについて 団体扱・集団扱のご契約について

#### ③保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**

保険料は保険証券記載の保険料払込期日までにお支払いください。払込猶予期間（保険料のお支払いがなかったことが故意による場合等を除き、保険料払込期日の属する月の翌々月の25日までの期間）中に所定の保険料（分割払の場合は分割保険料）のお支払いがない場合、払込期日の翌日以降に発生した事故（初回保険料の場合は保険期間の初日以降に発生した事故）に対しては保険金をお支払いできません。また、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合は、ご契約を解除させていただきます。



#### (4)地震保険の取扱い

##### ①商品の仕組み **契約概要** **注意喚起情報**

地震保険は、個人用火災総合保険（以下(4)において「主契約」といいます。）とあわせてご契約ください。地震保険を単独でご契約いただくことはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、保険契約申込書等の「地震保険非付帯確認欄」にご署名またはご捺印ください。

##### ②補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全損	主要構造部 <sup>(注)</sup> の損害額が建物の時価額の50%以上	家財の損害額が家財の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の全額（時価額が限度）
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
半損	主要構造部 <sup>(注)</sup> の損害額が建物の時価額の20%以上50%未満	家財の損害額が家財の時価額の30%以上80%未満	地震保険の保険金額の50%（時価額の50%が限度）
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上70%未満		
一部損	主要構造部 <sup>(注)</sup> の損害額が建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害額が家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額の5%（時価額の5%が限度）
	全損・半損に至らない建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水		

(注) 基礎、柱、壁、屋根等をいいます。

※1回の地震等<sup>(注1)</sup>による損害保険会社全社の支払保険金総額が7兆円<sup>(注2)</sup>を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{7 \text{兆円} \text{ (注2)}}{\text{算出された支払保険金総額}}$$

(注1) 72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

(注2) 平成26年4月現在

地震保険損害認定基準 (抜粋)

##### ③保険金をお支払いできない主な場合等 **契約概要** **注意喚起情報**

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害 等

このマークに記載の項目はご契約のしおりに記載されています。

##### ④保険期間 **契約概要**

- 主契約が1年以下の場合  
主契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。
- 主契約が1年を超える場合<sup>(注)</sup>  
地震保険を1年ずつ自動的に継続する方式や、最長5年までの長期契約を組み合わせる方式のいずれかによりご選択いただき、主契約の保険期間に合わせてご契約いただきます。  
(注)主契約が長期年払、長期月払、団体扱長期年払、団体扱長期月払の場合  
主契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。
- 主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。

##### ⑤引受条件（保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等） **契約概要**

- 地震保険の対象は「居住用建物」または「居住用建物に収容されている家財一式」です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。
- 次のものは地震保険の対象に含まれません。

- |                                                                                          |                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| ●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手<br>●自動車<br>●貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの | ●稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物<br>●商品、営業用什器・備品その他これらに類する物 |
|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|

- 地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。（アパート・マンションのご契約では限度額が異なる場合があります。）地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して限度額を適用します。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに、建物の所在地・構造により異なります。所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険契約申込書等の保険料欄でご確認ください。

\*大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象（建物または家財）について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません（同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。）のでご注意ください。

##### (5)満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 2 契約締結時におけるご注意事項

### (1)告知義務 **注意喚起情報** (保険契約申込書等の記載上の注意事項)

- 保険契約者または被保険者には、ご契約時に告知事項について事実を正確に申し出いただく義務（告知義務）があります。告知事項とは「危険に関する重要な事項」のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、損保ジャパン日本興亜が告知を求めた事項になります。告知事項につきましては、保険契約申込書等において★印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。
- ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、保険契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

**【告知事項】** ※ご契約の内容により告知事項は異なります。  
保険の対象の所在地、建物の構造・用途（用法）、住居部分の有無、面積、用法、建築年月、建物内の職作業、作業規模、居住戸数、施設または設備・業務遂行名称、割増引、他の保険契約等

### (2)クーリングオフ（クーリングオフ説明書） **注意喚起情報**

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

お申し出できる期間	クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。 <b>（ご契約を申し込まれた日）（本書面を受領された日）</b>
お手続き方法	クーリングオフのお申し出をされる場合は、前記期間内（8日以内の消印有効）に損保ジャパン日本興亜の当社に必ず郵便でご通知ください。
お申し出を受付できない場合	●取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。 ●既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。
宛先およびご通知いただく事項	<b>【宛先】</b> 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 クーリングオフ受付デスク（本社）行 <b>【ご通知いただく事項】</b> ・ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言 ・ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・捺印および電話番号 ・ご契約を申し込まれた年月日 ・ご契約を申し込まれた保険の次の事項 保険種類、証券番号（申込書控の右上に記載してあります。）または領収証番号（証券番号が不明な場合のみご記入ください。領収証の右上に記載してあります。） ・取扱代理店・仲立人名
お支払いになった保険料の取扱い	クーリングオフのお申し出をされた場合は、既にお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、損保ジャパン日本興亜および取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、保険期間の開始日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の開始日（開始日以降に保険料をお支払いいただいたときは、損保ジャパン日本興亜が保険料を受領した日）からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことがございます。
クーリングオフができないご契約	●保険期間が1年以内のご契約（自動継続特約をセットしたご契約を含みます。） ●営業または事業のためのご契約 ●法人または社団・財団等が締結したご契約 ●質権が設定されたご契約 ●保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約 ●通販特約により申し込まれたご契約

このマークに記載の項目はご契約のしおりに記載されています。

## 3 契約締結後におけるご注意事項

### (1)通知義務等 **注意喚起情報**

- ご契約後に次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。  
ご連絡がない場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

**【通知事項】**  
・建物の構造または用途を変更した場合  
・保険の対象を他の場所に移動した場合<sup>(注3)</sup>  
・前記2(1)の告知事項に掲げる項目（他の保険契約等は除きます。）に変更があった場合

- 通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解除いたしますので、ご注意ください。なお、この場合において損保ジャパン日本興亜の取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

・住居部分がなくなったとき  
・日本国外に保険の対象が移転したとき

- ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。

・保険の対象を譲渡する場合<sup>(注1)</sup>  
・保険の対象である建物の価値が増加または減少した場合<sup>(注2)</sup>  
・保険契約者の住所や通知先を変更した場合<sup>(注3)</sup>  
(注1)ご契約の継続を希望される場合は、事前に取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失います。  
(注2)新価・実損払（評価済）のご契約の場合次のいずれかによるものをいいます。  
・建物の増築・改築または取りこわし  
・この保険契約において補償しない事故による保険の対象の一部滅失  
(注3)ご連絡いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

- 上記以外の変更を希望される場合であっても、その内容によっては、ご契約を継続することができない場合があります。
- ご契約内容の変更等により保険料が返還となる場合は、ご契約を解約し、新たな契約を締結していただく必要があります。（分割払（月払・長期月払）のご契約の場合に限りです。）

### (2)解約返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

- ご契約を解約する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜まで速やかにご通知ください。約款の規定にしたがい、保険料を返還するか、または未払込分をご請求することがあります。
- 返還される保険料は、日割での返還とはなりませんので、ご了承ください。
- 月払契約または長期月払契約の場合で、お支払いいただくべき保険料の未払込分があるときは、解約日以降に保険料を請求することがあります。この保険料をお支払いいただけない場合は、解約日以前に遡及してご契約を解除することがあります。
- 長期一括払契約を解約される場合の返還保険料の計算方法については、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<http://www.sjnk.co.jp/>）をご覧ください。

保険金をお支払いした後のご契約

### (3)重大事由による解除

- 次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。
- ・保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
  - ・保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 等

重大事由による解除



**(1)取扱代理店の権限** **注意喚起情報**

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

**(2)保険会社破綻時等の取扱い** **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。  
火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。  
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

**(3)個人情報の取扱いについて** **注意喚起情報**

損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記①から④まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。  
①損保ジャパン日本興亜が、上記業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。  
②損保ジャパン日本興亜が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険

協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。  
③損保ジャパン日本興亜が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があること。  
④損保ジャパン日本興亜が、グループ企業や提携先企業に提供を行い、その企業が取り扱う商品等の案内または提供を行うことがあること。  
なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。  
損保ジャパン日本興亜の個人情報保護宣言、グループ企業や提携先企業、等については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（http://www.sjnk.co.jp/）をご覧ください。

**(4)特約の補償重複**

「個人賠償責任特約」「携行品損害特約」等を複数のご契約にセットされた場合は、補償に重複が生じることがあります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額を確認し、セットの可否をご確認ください。

**(5)事故が起こった場合**

- 事故が起こった場合、遅滞なく損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または事故サポートセンターまでご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
  - 賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故等にかかわる示談につきましては、必ず損保ジャパン日本興亜と相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜にご相談なく示談された場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、相手の方から訴訟を提起された場合は、損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。なお、賠償金額の決定には事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。
- <示談交渉サービスについて>  
日本国内における個人賠償責任に関する事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けする「示談交渉サービス」がご利用いただけます。  
※示談交渉サービスの提供にあたっては被保険者および被害者の方の同意が必要となります。  
※個人賠償責任特約の補償の対象となる事故にかぎります。
- 保険金の請求を行うときには、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか所定の書類をご提出いただく場合があります。詳細はご契約のしおりに記載の書類等をご確認ください。

 **事故が起こった場合** **事故が起こったときの手続き**

**保険会社等の相談・苦情・連絡窓口** ◆おかけ間違いにご注意ください

**●損保ジャパン日本興亜への相談・苦情・お問い合わせ**

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただきます場合がございます。

【窓口：カスタマーセンター】  
**0120-888-089**

<受付時間>  
平日 午前9時～午後8時  
土日祝日 午前9時～午後5時  
(12月31日～1月3日は休業)  
<公式ウェブサイトアドレス>  
http://www.sjnk.co.jp/

**●保険会社との間で問題を解決できない場合  
(指定紛争解決機関)**

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人 日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

 **0570-022808** <通話料有料>

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

<受付時間>  
平日：午前9時15分～午後5時  
(土・日・祝日・年末年始、お休みとさせていただきます)  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(http://www.sonpo.or.jp/)

**●事故が起こった場合**

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】  
**0120-727-110**

<受付時間>  
24時間365日

**火災保険・地震保険  
割引一覧表**

以下の事項をみたま場合は、割引を適用しますので、ご確認ください。  
なお、複数の割引に該当した場合は、重複して適用しない場合がありますので、ご注意ください。  
詳しい内容は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご相談ください。

①建築年割引 (地震保険割引)	建物の新築年月は昭和56年(1981年)6月1日以降ですか？	⑤公有物件等割引	国、地方公共団体、社会福祉施設等がご契約者で、かつ所有する物件ですか？
登記簿謄本・建築確認書等の公的機関等が発行する書類(写)で新築年月をご確認いただくことで判定できます。	所定の確認資料の提出が必要となります。以下のすべてをみたます場合に適用することができます。 ・昭和56年(1981年)6月1日以降に新築された建物であること ・新築年月を確認できる登記簿謄本・建築確認書等の公的機関等が発行する書類(写)または宅地建物取引業法の規定により宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)をご提出いただけること	公有物件等割引とは、 ・公有物件割引 ・準公有物件割引 ・社会福祉施設物件割引をいいます。 損保ジャパン日本興亜所定の公有物件等の条件をみたましているかをご確認いただくことで判定できます。	所定の確認が必要となります。以下のいずれかをみたます場合に適用することができます。 ・国または地方公共団体が所有し、かつご契約者である物件であること ・国または地方公共団体が出資して設立した損保ジャパン日本興亜所定の条件をみたます団体が所有し、かつご契約者である物件であること ・社会福祉法に定める事業を営む損保ジャパン日本興亜所定の条件をみたます社会福祉施設専用の物件であること
②耐震等級割引 (地震保険割引)	耐震等級を有する建物ですか？	⑥職業割増・作業割増	住宅以外の用途にも使用されている建物ですか？
「建設住宅性能評価書」(写)等で耐震等級をご確認いただくことで判定できます。	所定の確認資料の提出が必要となります。「耐震等級」を有していることが確認できる以下のいずれかの書類をご提出いただける場合に適用することができます。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」といいます。)に基づく「建設住宅性能評価書」(写)または「設計住宅性能評価書」(写) <sup>(注1)</sup> ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「適合証明書」(写) <sup>(注2)</sup> または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写) <sup>(注2)</sup> ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する「技術的審査適合証」(写) <sup>(注2)</sup> ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写) <sup>(注2)</sup> ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写) <sup>(注3)</sup> および②「設計内容説明書」など耐震等級が確認できる書類(写) <sup>(注2)</sup>	併用住宅物件のうち、所定の用途に使用されている建物に対しては、職業割増を適用します。また、製造または加工等の所定の作業を行っている建物に対しては、作業割増を適用します。	損保ジャパン日本興亜が定める所定の用途、作業場として使用されている建物に適用します。詳しい内容は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご相談ください。
③免震建築物割引 (地震保険割引)	免震建築物ですか？	⑦平均用法割増	コンクリート造建物等で、複数の用途に使用されている建物ですか？
「建設住宅性能評価書」(写)等で判定できます。	所定の確認資料の提出が必要となります。「免震建築物」の基準に適合する建築物であることが確認できる以下のいずれかの書類をご提出いただける場合に適用することができます。 ・品確法に基づく「建設住宅性能評価書」(写)または「設計住宅性能評価書」(写) <sup>(注1)</sup> ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「適合証明書」(写)または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写) <sup>(注2)</sup> ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する「技術的審査適合証」(写) <sup>(注2)</sup> ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写) <sup>(注2)</sup> ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写) <sup>(注3)</sup> および②「設計内容説明書」など免震建築物であることが確認できる書類(写)	複数の用途に使用されている建物のうち、損保ジャパン日本興亜が定める条件に合致する場合、適用します。	一般物件の1級構造に該当する複合用途建物で、損保ジャパン日本興亜の定める条件に合致した場合に適用します。詳しい内容は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご相談ください。
④耐震診断割引 (地震保険割引)	耐震基準をみたましていますか？	⑧長期分割割引	ご契約方法が以下の条件に該当する場合、自動的に割引が適用されます。
耐震診断もしくは耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)、または地方公共団体・建築士等が証明した書類(写)をご確認いただくことで判定できます。	所定の確認資料の提出が必要となります。建物が建築基準法に定める現行耐震基準に適合していることが確認できる以下のいずれかの書類をご提出いただける場合に適用することができます。 ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書(写) (耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則に基づく証明書など) ・地方公共団体、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関などによる耐震診断書類(写)	ご契約期間を1年として毎年更新するのではなく、ご契約期間が長期のご契約で保険料を年払または月払にされた場合、保険料が割引となります。	・ご契約期間が2年～5年であること ・保険料のお支払方法が年払・月払であること

(注1)品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写)を含みます。  
(注2)以下に該当する場合には、耐震等級割引(2級)が適用されます。  
・「適合証明書」・「現金取得者向け新築対象住宅証明書」または「住宅性能証明書」において、書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合  
・「技術的審査適合証」において、耐震等級または免震建築物であることが確認できない場合  
・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合  
(注3)認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。